

コンピュータ・ソフトウェアをめぐる著作権法と特許法

紋 谷 暢 男

1. 法の目的（文化の発展、産業の発達）
2. 権利の発生
 - a) 客体（著作物、発明＋特許要件）
特許要件（産業上利用可能性＋新規性（新規性喪失の例外）＋進歩性＋
先願範囲の拡大—公序良俗・公衆衛生を害する虞）
 - b) 主体（著作権、発明者＋承継人）
（共同著作物・結合著作物、共同発明）
（職務著作、職務発明）
 - c) 手続（無方式主義、審査公告主義＋先願主義）
3. 権利の性質（相対的な排他的独占権、絶対的な排他的独占権）
4. 権利の内容
 - a) 財産権（利用、業として実施）
 - b) 人格権（著作者人格権、発明者掲載権）
5. 権利の維持（———、特許料納付・実施義務）
6. 権利の変動
 - a) 譲渡（対抗要件、効力発生要件）
 - b) 利用許諾
出版権、専用実施権（対抗要件、効力発生要件）
利用権、通常実施権（対抗要件、対抗要件）
7. 権利の消滅
 - a) 期間（保護期間、存続期間＋延長制度）
 - b) 承継人不存在（相続人等不存在、相続人不存在）
 - c) 放棄
 - d) 特許料不納
 - e) 無効・取消審判
 - f) 取消
8. 権利の属地性（緩和、厳格）

(目的) 第一条 この法律は、著作物並びに表演、レコード、放送及び有線放送に關し著作物の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意し、著作者の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
二 著作人 著作物を創作する者をいう。
三 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることを得るようにこれに対する指令を組み合わせたものと表現したものをいう。
四 データベース 論文、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。
五 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。
六 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

(二次的著作物) 第三条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作物の権利に影響を及ぼさない。

(複製著作物) 第四条 複製物(データベースに該当するものを除く。以下同じ)としてその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

(データベース著作物) 第五条 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

(前項の規定は、同項のデータベースの部分を除く) 第六条 前項の規定は、同項のデータベースの部分を除く。この場合、その著作物の権利に影響を及ぼさない。

(職務著作物の権利) 第七条 法人その他使用者(以下二条において、法人等という)の発注に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの著作物は、その作成の時に契約、勤務規則その他別段の定めがない限り、その法人等とする。

(法人等の発注に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作人は、その作成の時に契約、勤務規則その他別段の定めがない限り、その法人等とする) 第八条 前条第一項、第十九条第一項及び第二十一条第一項に規定する権利(以下「著作人権」という)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「並び権」という)を享有する。

(著作人権及び並び権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない) 第九條 著作人権並びに並び権の行使は、その著作物の複製、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公衆」という)上演し、又は演奏する権利を享有する。

(放送権) 第十條 著作人は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を享有する。

(有線送信権) 第十一條 著作人は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を享有する。

(公衆送信権) 第十二條 著作人は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を享有する。

(著作物の権利) 第七條 著作人は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十一条第一項に規定する権利(以下「著作人権」という)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「並び権」という)を享有する。

(著作人権及び並び権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない) 第九條 著作人権並びに並び権の行使は、その著作物の複製、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公衆」という)上演し、又は演奏する権利を享有する。

(放送権) 第十條 著作人は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を享有する。

(有線送信権) 第十一條 著作人は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を享有する。

(公衆送信権) 第十二條 著作人は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を享有する。

(複製) 第十三條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十四條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十五條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十六條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十七條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十八條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十九條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十一條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十二條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十三條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十四條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十五條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十六條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ない認められる改造

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製) 第十三條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十四條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十五條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十六條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十七條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十八條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第十九條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十一條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十二條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十三條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十四條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十五條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十六條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十七條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十八條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

(複製) 第二十九條 著作人は、その著作物を複製する権利を享有する。

特許料の追納
第二二条

特許権者が第一項の規定により特許料を追納するときは、その期間内に、第八十条第二項本文に規定する期間内に納付し、かつ、第二項の特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条第三項本文に規定する期間経過の時にさかかつて消滅したものとみなす。

特許料の申立
第二三条

第一三三條 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号の一に該当することと理由として特許料の申立をすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許料の申立をすることができる。

- 一 その特許が第二十七條の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に對してされたとき。
- 二 その特許が第二十五條、第二十九條、第二十九條の二、第三十二條又は第三十九條一項から第四項までの規定に違反してされたとき。
- 三 その特許が条約に違反してされたとき。
- 四 その特許が第三十六條第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に對してされたとき。

特許の無効の審判
第二三四條

特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にする（こととして審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。）

- 一 その特許が第十七條の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に對してされたとき。
- 二 その特許が第二十五條、第二十九條、第二十九條の二、第三十二條、第三十八條又は第三十九條一項から第四項までの規定に違反してされたとき。
- 三 その特許が条約に違反してされたとき。
- 四 その特許が第三十六條第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に對してされたとき。
- 五 外国語書面出願に係る特許の頭書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にならざる時。

六 その特許が發明者でない者であつてその發明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に對してされたとき。

七 特許がされた後において、その特許権者が第二十五條の規定により特許料を滞りなく納付することとならない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

共同審判
第二三五條

共同審判 四一の特許料について、第二十三條第一項又は第二十五條の二第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらのは、共同して審判を請求することができる。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和三十三年四月一日)

第一〇〇條 特許又は実施権の取消し及び政府との契約禁止宣告 ① 第八十九條又は第九十條の場合において、裁判所は、情状により、刑の曹渡と同時に、左に掲げる宣告をすることができる。但し、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許發明の専用実施権若しくは通常実施権が、犯人に属している場合に限る。

工業所有権の保護に関する千八百八
十三年三月二十日のパリ条約
(昭和五〇・三・六)

第四條の三
發明者は、特許証に發明者として記載される権利を有する。